

退職手当の概要

退職手当は、退職者に対する一時金として、香川県職員退職手当条例(以下「条例」という。)に基づき、県より支給されます。

1 受給資格

県から給与を受ける職員（市町立小中学校の教職員を含む。）で常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に受給資格があります。（条例第2条第1項）

会計年度任用職員の場合

職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が12月を超えるに至った者で、その日以降引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなされ、条例の対象となります。（条例第2条第2項）

死亡による退職の場合

職員が死亡により退職した場合は、遺族に受給資格があります。

1 遺族の範囲と順位（条例第2条の2）

遺族の範囲及び退職手当を受けることができる順位は、次のとおりです。

- ① 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
- ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- ③ ②以外のもので、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で②に該当しないもの

なお、同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給されます。

上記の要件をすべて満たすときは、「退職日の給料の月額」に特例措置が講じられます。

2 遺族からの排除（条例第2条の2）

職員を故意に死亡させた者等は、退職手当を受けることができる遺族から除外されます。

2 退職手当額の算定

退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額となります。（条例第2条の4）

$$\boxed{\text{退職手当額}} = \boxed{\text{退職日の給料の月額}} \times \boxed{\text{退職事由別・勤続年数別支給率}} \times \boxed{\text{調整率}} + \boxed{\text{調整額}}$$

※以下、波線部を「支給割合」という。

$\underbrace{\hspace{10em}}$
基本額

○退職手当の計算式

退職日の給料の月額		支給割合		調整額		退職手当支給額
	×		+		=	
円				円		円

支給割合についてはP5、調整額についてはP6～7をご覧ください。

(1) 退職日の給料の月額

退職日の給料の月額とは、退職日に受給していた「給料月額」、「教職調整額」、「給料の調整額」を合計したものです。(職員の給与に関する条例第2条、公立学校職員の給与に関する条例第4条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第4条)

定年前早期退職の特例制度

下記の要件をすべて満たすときは、「退職日の給料の月額」に特例措置が講じられます。当分の間、定年引上げ前の対象年齢と割増率が維持されます。

1 特例の要件

- ① 25年以上勤続していること
- ② 退職年度における年齢が、50歳から59歳であること
- ③ 勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの

2 特例措置の計算式

$$\text{〔特例による退職日の給料の月額〕} = \text{〔退職日の給料の月額〕} \times [1 + \{2\% \times (60 \text{歳までの残年数})\}]$$

(2) 勤続期間

退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間により算出されます。(条例第5条第1項)

$$\text{〔勤続期間〕} = \text{〔在職期間〕} - \text{〔休職等の除算期間〕}$$

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられます。(条例第5条第6項)

① 在職期間

在職期間とは、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数をいいます。ただし、退職した日又はその翌日に再び職員となった場合は引き続いたものとみなされます。(条例第5条第2項、第3項)

在職期間の特例

1 1年未満の短期勤続

全在職期間が1年未満の短期勤続者の場合、在職期間が6月以上あれば1年として扱われます。ただし、傷病または死亡による退職及び整理退職等の場合は、在職期間が1日でも1年とされます。(条例第5条第6項)

2 在職期間の通算

- ① 国家公務員又は職員以外の地方公務員(以下「国家公務員等通算職員」という。)が引き続いて職員となった場合には、その者の国家公務員等通算職員として引き続いた在職期間が職員として引き続いた在職期間に通算されます。ただし、国または地方公共団体から退職手当の支給を受けている場合は、その在職期間は通算されません。(条例第5条第5項)
- ② 職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日(昭和63年3月以前は22日、昭和63年4月から平成4年8月まで間は20日)以上ある月が引き続いた者で、引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者の勤続期間の計算については、その職員となる前のその引き続いて勤務した期間は、職員としての引き続いた在職期間とされます。(条例第6条)

② 休職等の除算期間

※平成4年度より前に取得した育児休業の期間は1/2の除算となります。

休 職 等 の 区 分	除 算 期 間
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の事由による休職	全 期 間 除 算
自己啓発等休業	
配偶者同行休業	
自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定による休業等）	1/2に相当する月数を除算
地方公務員法第28条の規定による休職	
地方公務員法第29条の規定による停職	
教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業	
育児休業（子が1歳に達した日の翌月以降の期間）	
育児休業（子が1歳に達した日の属する月までの期間）及び育児短時間勤務	1/3に相当する月数を除算

(3) 支給割合

支給割合表を参照。

調整率：退職事由、勤続期間に関わらず 83.7/100

退職手当の基本額に係る特例（ピーク時特例）

在職期間中に給料月額の変額改定（※）以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合、退職手当の基本額の算定について特例が設けられています。（条例第4条の3第1項）

※ 給料月額の変額改定とは、給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により、改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。

退職日の給料の月額が在職期間中の給料の月額のピーク（特定減額前給料月額）を下回った場合、ピーク時までの期間とピーク時後から退職までの期間に分けて基本額を計算します。

1 特例の要件

- ① 在職期間中に給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたこと
- ② 特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いこと

2 特例措置の計算式

（特例による退職手当の基本額）＝ A＋B

A ＝（特定減額前給料月額）×（ピーク時までの勤続期間による支給割合（※））

B ＝（退職日の給料の月額）×{（退職日の支給割合）－（ピーク時までの支給割合）}

※ 退職事由は、その者が実際の退職事由と同一の理由で退職したものと仮定する。

3 定年引上げに係るピーク時特例の適用

定年引上げに伴い、60歳以降の給与が7割水準となる場合にも適用されます。

60歳以降の給与の7割措置以外で給料月額の変額がある場合には、ピーク時特例が2段階で適用されます。

60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給割合

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

※ 次の職員には適用されません。

- ・ 定年の定めのない者（臨時的任用職員や任期付職員など）
- ・ 定年引上げ前の定年が65歳である者

支給割合表(平成30年4月1日～)

勤続 期間	退職事由						
	自己都合	公務外傷病	公務外死亡・ 通勤傷病	定年・勸奨 任期満了	(S60.3.31 在職者に限る) 勤続10年以上 ①定年 or ②50歳以上勸奨	整理・ 公務上死亡・ 公務上傷病	公署移転
1	0.5022	0.837	0.837	0.837		1.2555<3.6a>	1.04625
2	1.0044	1.674	1.674	1.674		2.511<4.5a>	2.0925
3	1.5066	2.511	2.511	2.511		3.7665<5.4a>	3.13875
4	2.0088	3.348	3.348	3.348		5.022<5.4a>	4.185
5	2.511	4.185	4.185	4.185		6.2775	5.23125
6	3.0132	5.022	5.022	5.022		7.533	6.2775
7	3.5154	5.859	5.859	5.859		8.7885	7.32375
8	4.0176	6.696	6.696	6.696		10.044	8.37
9	4.5198	7.533	7.533	7.533		11.2995	9.41625
10	5.022	8.37	8.37	8.37	12.555	12.555	10.4625
11	7.43256	9.2907	11.613375	11.613375	13.93605	13.93605	11.613375
12	8.16912	10.2114	12.76425	12.76425	15.3171	15.3171	12.76425
13	8.90568	11.1321	13.915125	13.915125	16.69815	16.69815	13.915125
14	9.64224	12.0528	15.066	15.066	18.0792	18.0792	15.066
15	10.3788	12.9735	16.216875	16.216875	19.46025	19.46025	16.216875
16	12.88143	14.3127	17.890875	17.890875	20.8413	20.8413	17.890875
17	14.08671	15.6519	19.564875	19.564875	22.22235	22.22235	19.564875
18	15.29199	16.9911	21.238875	21.238875	23.6034	23.6034	21.238875
19	16.49727	18.3303	22.912875	22.912875	24.98445	24.98445	22.912875
20	19.6695	19.6695	24.586875	24.586875	26.3655	26.3655	24.586875
21	21.3435	21.3435	26.260875	26.260875	27.74655	27.74655	26.260875
22	23.0175	23.0175	27.934875	27.934875	29.1276	29.1276	27.934875
23	24.6915	24.6915	29.608875	29.608875	30.50865	30.50865	29.608875
24	26.3655	26.3655	31.282875	31.282875	31.8897	31.8897	31.282875
25	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075	33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735	34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395	36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055	37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715	39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375	40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035	42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695	43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
41	45.7839	45.7839	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
42	46.7883	46.7883	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

- 注) 1. < >は最低保障であり、aは給料、扶養手当、これらに対する地域手当の合計額。
 2. 定年退職には、勤務延長された後の退職を含む。
 3. 表中の支給割合は、退職理由別・勤続年数別支給率に調整率を乗じた後の割合を示す。

(4) 退職手当の調整額

在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、その者が属していた職員の区分に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから60月分を調整額として支給します。

【平成18年3月までの期間】

区分	調整額		行政職		高等学校等教育職 中学校・小学校教育職		技能職	
	調整月額 (円)	〔12月分〕 概算	級	標準職務	級	適用範囲	級	適用範囲
1	65,000	(78万円)	11	部長級				
2	59,550	(71万円)	10	次長級	(4)	管理職手当16% かつ期末手当役職段階別加算 割合が100分の20		
3	54,150	(64万円)	9	上級課長 (所属長)	(4)	上記以外の校長		
4	43,350	(52万円)	8	副課長等	(3)	管理職手当12% かつ教頭歴5年超		
5	32,500	(39万円)	7	補佐級 (課長補佐)	(3) (2)	上記以外の教頭 勤続期間35年(大学4卒)超	7	
6	27,100	(32万円)	6	副主幹等	(2)	勤続期間30年(大学4卒)超	6	
7	21,700	(26万円)	5	係長級 (主任)	(2)	勤続期間12年(大学4卒)超	5	
			4		(1)	勤続期間20年(高卒4卒)超 の実習助手等		4
8	0	(0)	3	主任主事	(2)	上記以外の者	3	
			2	主事・技師	(1)	上記以外の者	2	
			1				1	

【平成18年4月以降の期間】

区分	調整額		行政職		高等学校等教育職 中学校・小学校教育職		技能職	
	調整月額 (円)	〔12月分〕 概算	級	標準職務	級	適用範囲	級	適用範囲
1	65,000	(78万円)	9	部長級				
2	59,550	(71万円)	8	次長級	(4)	管理職手当が ※1 かつ期末手当役職段階別加算 割合が100分の20		
3	54,150	(64万円)	7	課長級 (所属長)	(4)	上記以外の校長		
4	43,350	(52万円)	6	課長級 (副課長)	(3)	校長、管理職手当が ※2 かつ教頭歴5年超		
5	32,500	(39万円)	5	上級 課長補佐	(3)	上記以外の教頭		
					(特 2)	主幹教諭・指導教諭		
6	27,100	(32万円)	4	補佐級 (副主幹)	(2)	勤続期間30年(大学4卒)超	※3 (4)	
7	21,700	(26万円)	3	主任	(2)	勤続期間12年(大学4卒)超	4	
					(1)	勤続期間20年(高卒4卒)超 の実習助手等		3
8	0	(0)	2	主任主事	(2)	上記以外の者	2	
			1	主事・技師	(1)	上記以外の者	1	

※1 公立学校職員の給料等の支給に関する規則第20条第1項第1号または第4号に定める額（平成18年度は給料月額額の16%）

※2 公立学校職員の給料等の支給に関する規則第20条第1項第3号または第7号に定める額（平成18年度は給料月額額の12%）

※3 平成18年4月1日以降適用されている技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(附則)第3項の適用を受けていた者は第6号区分となる。

- 調整額の算定対象となるのは、平成8年4月1日（施行日から10年前）以降の期間
- 調整額を1/2とする者
 - ・勤続期間1年以上4年以下の退職者（自己都合以外）
 - ・勤続期間10年以上24年以下の自己都合退職者
- 調整額を支給しない者
 - ・退職手当の基本額が支給されない者
 - ・勤続期間9年以下の自己都合退職者
 - ・自己の非違による退職者

※調整額の算定対象期間内に休職期間等があれば除算する。

○退職手当の調整額の計算式

職員の区分	調整月額	属する月数	調整額（小計）
	円	月	円
	円	月	円
	円	月	円
調整額（合計）			円

（例1）勤続期間38年 校長（校長歴2年、教頭歴6年）の場合

職員の区分 3 54,150円 × 24月 = 1,299,600円（校長歴2年）
 4 43,350円 × 12月 = 520,200円（教頭歴のうち5年超の期間1年）
 5 32,500円 × 24月 = 780,000円（教頭歴のうち2年）
 計 2,599,800円

（例2）勤続期間37年 教諭（大学4卒）の場合

職員の区分 5 32,500円 × 24月 = 780,000円（勤続期間35年超の期間2年）
 6 27,100円 × 36月 = 975,600円（勤続期間30年超の期間のうち3年）
 計 1,755,600円

経過措置

退職手当制度が、平成18年4月1日に改定されたことに伴い、施行日前日退職手当額を保障する次の経過措置が設けられています。

$$18.3.31 \text{ 給料の月額} \times 18.3.31 \text{ 支給割合} \times 83.7/104$$

新条例等退職手当額 < 施行日前日退職手当額※となる場合は、新制度切替日前日額を保障します。

- ※ 施行日前日退職手当額＝仮に平成18年3月31日に退職した場合の退職手当額
- ※ 18.3.31給料月額＝H17人事委員会勧告に基づく給料表の給料月額＝現給保障の給料月額
- ※ ①施行日前日における勤続期間が20年未満の者、
 ②実際の退職日までの勤続期間が42年以下の自己都合退職者、
 ③実際の退職日までの勤続期間が37年以上42年以下の公務外傷病退職者は、「83.7/104」を「83.7/100」とする。
- ※ 勤続期間除算については、育休はすべて1/2除算となり、1/3除算となる部分はない。

支給割合表(18.3.31)

勤続 期間	退 職 事 由						
	自己都合	公務外傷病	公務外死亡・ 通勤傷病	定年・勸奨	(S60.3.31在職者に限る) 勤続10年以上 ①定年 or ②50歳以上勸奨	整理・ 公務上死亡・ 公務上傷病	公署移転
1	0.6	1	1	1	1	1.5<3.6×a>	1.25
2	1.2	2	2	2	2	3<4.5×a>	2.5
3	1.8	3	3	3	3	4.5<5.4×a>	3.75
4	2.4	4	4	4	4	6<5.4×a>	5
5	3	5	5	5	5	7.5	6.25
6	4.5	6	6	6	6	9	7.5
7	5.25	7	7	7	7	10.5	8.75
8	6	8	8	8	8	12	10
9	6.75	9	9	9	9	13.5	11.25
10	7.5	10	10	10	15.6(15.0)	15	12.5
11	8.88	11.1	11.1	11.1	17.316(16.65)	16.65	13.875
12	9.76	12.2	12.2	12.2	19.032(18.3)	18.3	15.25
13	10.64	13.3	13.3	13.3	20.748(19.95)	19.95	16.625
14	11.52	14.4	14.4	14.4	22.464(21.6)	21.6	18
15	12.4	15.5	15.5	15.5	24.18(23.25)	23.25	19.375
16	13.28	16.6	16.6	16.6	25.896(24.9)	24.9	20.75
17	14.16	17.7	17.7	17.7	27.612(26.55)	26.55	22.125
18	15.04	18.8	18.8	18.8	29.328(28.2)	28.2	23.5
19	15.92	19.9	19.9	19.9	31.044(29.85)	29.85	24.875
20	21	21.84	27.3	27.3	32.76	32.76	27.3
21	22.2	23.088	28.86	28.86	34.632	34.632	28.86
22	23.4	24.336	30.42	30.42	36.504	36.504	30.42
23	24.6	25.584	31.98	31.98	38.376	38.376	31.98
24	25.8	26.832	33.54	33.54	40.248	40.248	33.54
25	33.75	35.1	42.12	42.12	42.12	42.12	35.1
26	35.25	36.66	43.992	43.992	43.992	43.992	36.66
27	36.75	38.22	45.864	45.864	45.864	45.864	38.22
28	38.25	39.78	47.736	47.736	47.736	47.736	39.78
29	39.75	41.34	49.608	49.608	49.608	49.608	41.34
30	41.25	42.9	51.48	51.48	51.48	51.48	42.9
31	42.5	44.2	53.04	53.04	53.04	53.04	44.2
32	43.75	45.5	54.6	54.6	54.6	54.6	45.5
33	45	46.8	56.16	56.16	56.16	56.16	46.8
34	46.25	48.1	57.72	57.72	57.72	57.72	48.1
35	47.5	49.4	59.28	59.28	59.28	59.28	49.4
36	48.75	49.4	59.28	59.28	59.28	59.28	49.4
37	50	50	59.28	59.28	59.28	59.28	50
38	51.25	51.25	59.28	59.28	59.28	59.28	51.25
39	52.5	52.5	59.28	59.28	59.28	59.28	52.5
40	53.75	53.75	59.28	59.28	59.28	59.28	53.75
41	55	55	59.28	59.28	59.28	59.28	55
42	56.25	56.25	59.28	59.28	59.28	59.28	56.25
43	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28
44	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28
45	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28	59.28

- 注) 1. < >は最低保障であり、aは給料、扶養手当、これらに対する地域手当の合計額。
 2. ()はS47.12.2以降の採用者に適用される支給割合を示す。
 3. 定年退職には、勤務延長された後の退職を含む。
 4. 表中の支給割合は、退職理由別・勤続年数別支給率に調整率を乗じた後の割合を示す。

3 退職手当額から控除されるもの

(1) 所得税、住民税（県民税、市町村民税）

退職手当は、他の所得とは切り離して所得税と住民税が徴収されます。

所得税法第 30 条、第 201 条、地方税法第 50 条の 2、第 50 条の 6、第 328 条、第 328 条の 6）

(2) 住民税の残税

住民税は、所得のあった翌年の 6 月から翌々年の 5 月までの 12 月間に分割して給与から特別徴収されるため、退職した際には残税（徴収未済の税）が発生します。退職日が 6 月 1 日から 12 月 31 日までの場合は、本人の申出により、また、1 月 1 日から 4 月 30 日までの場合は、住民税を超えて退職手当が支給されるときに、退職手当から一括して残税が徴収されます。（地方税法第 321 条の 5 第 2 項）

(3) 共済貸付弁済金

共済組合から貸付を受け、退職時までには償還が終わっていない場合は、未償還額とその利息が退職手当額から控除されます。（地方公務員等共済組合法第 115 条第 2 項）

※死亡による退職の場合や互助会貸付弁済金については控除されません。（別途通知する方法により償還することになります。）

源泉（特別）徴収税額の計算

1 勤続年数

税法上の勤続年数は、一部例外を除き長期欠勤や休職の期間を含み、期間に1年未満の端数があるときは、その端数を1年に切り上げて勤続年数とします、

2 所得税の計算

所得税（復興特別所得税を含む）は、「課税退職所得金額」を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に適用して算出します。

なお、「退職所得の受給に関する申告書、退職所得申告書」を提出しない場合は、退職所得控除額の控除を行わず、退職手当額の一律20.42%に相当する額が徴収されます。

(1) 退職所得控除額の速算表

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注) この金額が80万円以下の場合80万円とします。また、障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記の金額に100万円が加算されます。

(2) 課税退職所得金額の計算

次の式により算出します。

$$(\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額}$$

(注) 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※勤続年数が5年以内の者については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

(3) 退職所得の源泉徴収税額の速算表（所得税）

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

3 住民税の計算

課税退職所得金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		県民税	市町村民税		県民税額	市町村民税額
		4%	6%			

(注) 1 課税退職所得金額 ((退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2) に、1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満の金額を切り捨てます。

※ 勤続年数が5年以内の者については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

2 求めた税額に100円未満の端数があるときは、それぞれ100円単位未満の端数を切り捨てます。

4 退職手当受給のための提出書類

提出者	提出書類名	部数	退職事由					
			定年	勸奨	自己都合	任期満了	傷病	死亡
受給権者本人	1 退職手当支給申出書	1	○	○	○	○	○	○
	2 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書	1	○	○	○	○	○	—
	3 遺族関係を証明する戸籍謄本	1	—	—	—	—	—	○
	4 再就職に関する申立書	1	○	○	○	○	○	—
所属	所属に保管する履歴書の写し	1	○	○	○	○	○	○

※ その他必要に応じ、関係書類を提出していただきます。

※ 退職後引き続いて、常時勤務に服することを要する公務員（本県の勤続期間に通算される公務員）に就職する場合は、退職手当は支給されないので、「4 再就職に関する申立書」以外の書類の提出は必要ありません。（条例第17条）

5 退職手当の受取方法

（1）受取方法の選択

退職手当は、受給権者の希望により次のいずれかの方法で受け取ることができます。

- ① 口座振替払（漁協を除く金融機関）
（ゆうちょ銀行を希望する場合は振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です）
- ② 現金払（百十四銀行本支店のみ）
- ③ 隔地払（都市銀行又は百十四銀行以外の地方銀行、ただし県外在住者で百十四銀行が不便な場合に限る。）

（2）支払の通知

口座振替を選択した場合は、指定の口座に入金されますが、現金払、隔地払を選択した場合は、次の要領で受け取ることになります。

- ① 現金払を選択した場合
裁定通知書とは別に「支払案内書」が送付されます。「支払案内書」と届出印（退職手当支給申出書に押印したもの）を持って、指定した百十四銀行の本支店に出向いてください。
- ② 隔地払を選択した場合
裁定通知書とは別に「支払案内書」と「送金小切手」が送付されます。「送金小切手」と本人と確認できるもの（免許証等）を持って、指定した金融機関に出向いてください。

（3）退職手当の支払い

退職手当は、特別な事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支給されます。（条例第2条の3）

6 退職手当の支給制限等

(1) 退職手当の支給制限

退職をした者が①または②のいずれかに該当するとき、退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において③～⑤に該当するときは、退職手当管理機関（地方公務員法等により職員の退職の日において職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関）は、退職をした者に対し退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができます。（条例第10条第1項、第12条第1項）

- ① 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- ② 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合は除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- ③ 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
- ④ 在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分を受けたとき
- ⑤ 退職手当管理機関が、退職をした者について在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

(2) 退職手当の支払の差止め

退職をした者が①または②のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、退職をした者に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行い、退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において③～⑤に該当するときは、退職手当管理機関は、退職をした者に対し退職手当の支払を差し止める処分を行うことができます。（条例第11条第1項、第2項）

- ① 刑事事件に関し起訴をされた場合において、判決の確定前に退職をしたとき
- ② 退職後、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき
- ③ 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し逮捕されたとき
- ④ 退職手当管理機関が、犯罪があると思料するに至ったとき
- ⑤ 退職手当管理機関が在職期間中に懲戒免職相当行為があったと思料するに至ったとき

(3) 退職手当の返納

退職をした者に対し退職手当が支払われた後において、①～③のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、退職をした者に対し退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができます。（条例第13条第1項）

- ① 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
- ② 在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分を受けたとき
- ③ 退職手当管理機関が、退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

(4) 遺族の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族に対し退職手当が支払われた後において、退職手当管理機関が、退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当管理機関は、遺族に対し、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができます。（条例第14条第1項）

(5) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者または死亡による退職の場合の遺族が返納命令処分を受けることなく死亡した場合に、相続によって財産を取得した相続人から、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。(条例第15条)

- ① 退職手当の受給者が返納命令処分の意見聴取通知を受けた後、死亡したとき
- ② 退職手当の受給者（遺族を除く）が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、判決前に死亡したとき
- ③ 退職手当の受給者（遺族を除く）が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴され、禁錮以上の刑が確定した後、死亡したとき
- ④ 退職手当の受給者（遺族を除く）が在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分を受けた後、死亡したとき
- ⑤ 退職手当の受給者の死亡後、退職手当管理機関が相続人に対し、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をした旨の通知をしたとき

7 失業者の退職手当

公務員は雇用保険法の適用対象外ですが、退職手当の額が雇用保険法の規定によるいわゆる失業手当の支給水準に達しない場合で受給要件を満たした時は、その差額に相当する額を失業者の退職手当として、失業の認定を受けた日分について支給します(条例第8条)。

申請を希望される場合は、所属を通じて「退職票の交付申請書」を健康福利課へ提出してください。

(受給要件)

- ① 原則、勤続期間12月以上で退職したこと。
- ② 退職手当の額が雇用保険法の規定による*¹基本手当の支給総額に満たないこと。
- ③ 退職日の翌日から起算して*²1年以内の期間内に失業していること。
- ④ *³待期日数を超えて失業していること。
- ⑤ 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。

(注) *¹ (基本手当の支給総額) = (基本手当日額) × (所定給付日数)

*² 出産、傷病等により求職活動ができない場合は当該期間を加算(4年以内)

*³ (待期日数) = (一般の退職手当額) ÷ (基本手当日額) ← 端数切捨て

(失業者の退職手当) = (基本手当日額 ※1) × (所定給付日数 ※2) - (一般の退職手当の額)

※1 (失業者の退職手当) = (退職前6月に受けた給与(期末・勤勉手当を除く)の総額) ÷ 180 × (一定の率)

※2 所定給付日数(短時間労働被保険者以外)